

令和8年度

多胎児家庭外出支援

堺市では、多胎児家庭（双子以上のこどもを養育する家庭）に
外出支援事業として、多胎児家庭が利用したタクシー料金を助成しています。

外出支援

タクシーを利用した料金を助成し、
多胎児家庭が行政・医療・地域等と
つながりやすくします。

子育て相談支援

健康状態や子育てについて
アンケートや面談の機会を拡充して
相談支援を行います。

対象者

タクシーの利用時及び申請時に堺市に住所を有する多胎児家庭で、
令和5年4月2日以降に生まれた多胎児を養育している保護者

助成内容

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に多胎児家庭の保護者が多胎児と一緒に
外出した際に利用するタクシー料金について、下記申請方法のとおり申請していただきますと、
指定された口座（申請者本人名義）へ助成金を振り込みます。

助成額

1年度、1家庭上限 20,000円

申請方法

電子申請システムにて申請してください。
書面での申請を希望される場合はこども育成課までお問合せください。
申請には次の(1)～(4)の書類を提出してください。
電子申請の場合は写真のデータを添付してください。

助成には
申請が必要です

申請期限があります
ご注意ください

- (1) 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等公的身分証明書）の写し
- (2) 利用したタクシー料金の領収書などの支払いに係る証明書の写し
- (3) 振り込み先の通帳・キャッシュカードなど金融機関名、支店名、口座番号
及び口座名義人が確認できるものの写し（申請者本人名義のもの）
- (4) 多胎児家庭外出支援事業に関するアンケート回答票

申請期限

- (1) **令和8年4月1日から令和8年9月30日までに利用したタクシー料金は
令和8年9月30日まで**
- (2) **令和8年10月1日から令和9年3月31日までに利用したタクシー料金は
令和9年3月31日まで**

詳しくは /



お問合せ先

堺市 こども育成課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
TEL:072-228-7612 FAX:072-228-8341